

人とペットと野生動物が
共存できる島になるための

4つのオガニマールール



こんにちは。
オガニマルール相談会の司会、今井です。

今日は
お二組の
相談者
さんに来て
いただいで
います。

こちらは
助手の
マイマイくん。

さっそく、
お悩みを
どーぞ。

はじめまして。
どうも。

野生動物チーム

ペットチーム

野生動物
チームのお悩み

やあ
やあ

小笠原で
楽しく暮らしていた。

いい
お天気で

ある日、友人が
元ペットの動物に
襲われそうになって
怖い思いをした。

それからビクビク
しながら暮らしている。

なるほど。
安全に
暮らした
いと...

ペット
チームのお悩み

飼い主と楽しく
暮らしていた。

過去に逃げ出したペットが野生
の動植物をおそい、ニュースに。

いつか
追い出され
ちゃうのかな。

ちゃんと
家にいる
のに。

からはあ。
これからも
小笠原で
飼い主と幸せに
暮らしたいと...

はあ。

そこで... 新しい条例ができました!

オガニマルールっておぼえてね。

生態系に与える
影響が少ない動物は、
島に持ち込んで
飼えるようにし、
これまでの
ペットとの生活を
守ります。

生態系に
影響を与える
可能性のある動物は
必要に応じて
制限し、生態系を
守ります。

逃げて
しまった動物が
いないか状況を
確認することは
野生動物の生活を
守ることに
つながります。

みんなが
きちんとルールや
マナーを守って飼
うことは、ペット
の安全や健康にも
つながります。

オガさわら あニマル
小笠原の動物のための条例

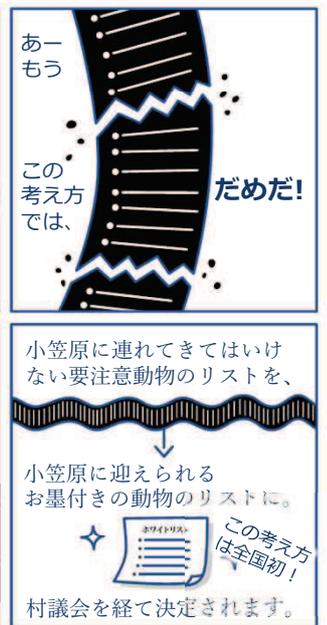
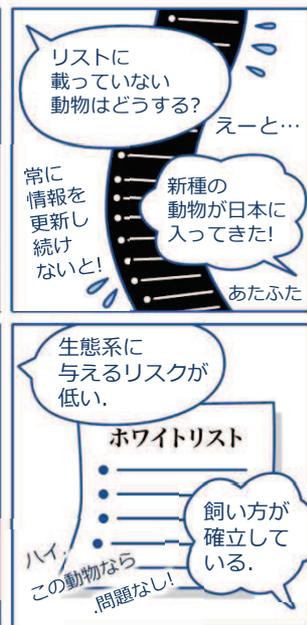
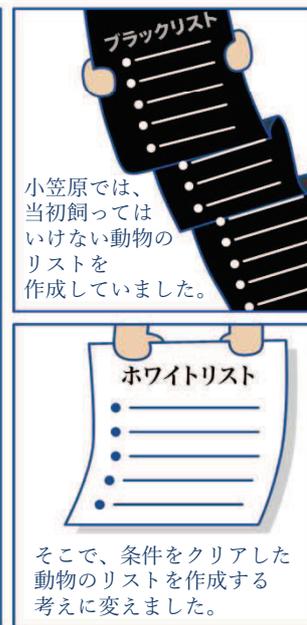
4つのオガニマルール

ルール① 正しく飼って、逃げないようにしよう。 3ページ。

ルール② 登録しよう。 4ページ。

ルール③ 持ち込むとき、申告しよう。 5ページ。

ルール④ 持ち込める種類を確認しよう。 6ページ。



4つのオガニマルール ①

正しく飼って、逃げないようにしよう。

→ 第4条(村民等の責務)、第5条(飼い主の責務)、第9条(愛玩動物の適正飼養の義務)、第10条(愛玩動物の遺棄の禁止等)

大切な家族である
ペットの暮らしを守る
8つのポイントです。



村内でペットを飼う人(仕事・観光で滞在する人も含む)

村で長期間ペットを飼う人



※ 30日を超える場合。

村で短期間ペットを飼う人



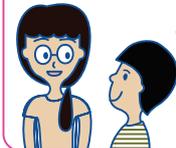
※ 30日以内の場合。

ペット以外の動物を飼う人



※ 村内にいる場合のみ。

その他の人
(一時的に滞在する人も含む)



※ 動物を飼っていない人も含まれます。

● 逃がさないようにしよう

小笠原の生態系を守るために一番重要です。ペットを外に放さない、逃げないようにしましょう。



万が一、逃げてしまった場合、



自身で捜索するとともに、村役場環境課、または母島支所へお知らせください。

● みだりに餌やりをしないようにしよう

自分のペット以外の動物には、みだりに餌付けをしないようにしましょう。



● ペットのことをよく理解しよう

ペットのことをよく理解し、周りの人に迷惑をかけるないようにするとともに、ペットの健康・安全を守りましょう。



● 清潔にしてあげよう



ペットのふんなどは適正に処理し、害虫の発生を防止しましょう。

● さいごまで飼おう

ずっといつしよだよ。ペットを生涯にわたり飼い続けましょう。もし飼うのが難しくなった場合は、信頼できる人に譲渡しましょう。

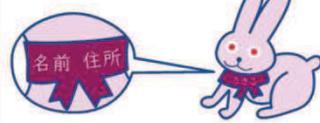


● ペットが、どこのだれか、わかるようにしよう

飼い主として自覚と責任をもつとともに、万が一、逃げ出したときに、野生動物と区別したり、見つけやすくするため個体認識ができるようにしましょう。



猫と犬はマイクロチップの装着をお願いします。その他の動物については、必要に応じてルールを追加を検討していきます。



● 管理できない繁殖はやめよう

管理能力を超えた繁殖により正しく飼えなくなったり、逃げ出したときに野外で繁殖したりすることを防ぐようにしましょう。



猫は避妊・去勢をお願いします。その他の動物については、必要に応じてルールの追加を検討していきます。

● 決められた頭数で、大事に飼おう



多頭飼いによる飼育崩壊や、逃げられるリスクを減らすため、一帯内のペットの上限数を守りましょう。



このルールは令和3年度に先行スタートしました。

※ 個体識別および繁殖制限は、「村で短期間ペットを飼う人」は努力義務となります。

基本的なルールとして、今一度ご確認ください。



登録しよう。

→ 第8条(愛玩動物の飼養登録の義務等)



ペットを飼う人(仕事・観光で滞在する人も含む)

村で長期間ペットを飼う方

※30日を超える場合。

愛玩動物(ペット)

小笠原で生活するペットの状況を把握するため、登録が必要になります。

登録

島外から新たに動物を連れてくる場合は、まず**持ち込みの申告**をしましょう。ペットについては、村に到着してから30日以内に登録をしてください。

オガニマルール 5ページ。

現在飼っているペットについても登録をお願いします。

登録してね。

観光で犬を連れていく予定です。

滞在期間は何日間ですか?

3日です。

30日以内なので登録は不要です。ただし、申告をお願いしますね。

島で捕まえた魚を飼いたいです。

島内で30日を超えて飼う場合は登録が必要です。

ちょっと観察したら放してあげようと思って。

30日以内であれば登録不要です。ただし必ず元の場所に戻してくださいね。

養鶏用に内地から鶏を連れて来る予定です。

ペット以外の動物は、登録不要です。

わかりました。申告はありますか?

申告は必要です。その他、家畜伝染病予防法等の確認もお忘れなく。

登録手続きの流れ

環境課ホームページからダウンロード、もしくは、小笠原村環境課、母島支所にて配布しています。

申請書を入手してください。

登録申請書

飼い主: 小笠原 花子

種類: 犬

飼養場所: 自宅

申請書に、登録する動物の種類、名前、飼養場所などを記入します。

おねがいします。

受け取ります。

登録後、次の場合には、届け出をお願いします。

- 登録事項に変更が生じたとき。
- ペットが亡くなったとき。
- 村外へ転出するとき。

バイバイ。

みんな元気だね。

小笠原に住むペットの数や飼われている状況について、村で正確に把握できれば、過度な規制をかけることなく、今後もペットとの生活を続けていただけます。

このルールは令和3年度に先行スタートしました。

※ **持ち込みの申告**は、令和8年度にスタートしました。

新たにペットを迎える場合は事前の**持ち込みの申告**をお願いします。

オガニマルール 5ページ。

→ 第7条(動物の持ち込み申告の義務)

対象となる方は
こちらの
みなさんです。

ペットを飼う人(仕事・観光で滞在する人も含む)

<p>村で長期間ペットを飼う方</p> <p>※30日を超える場合。</p>	<p>村で短期間ペットを飼う方</p> <p>※30日以内の場合。</p>
--	---------------------------------------

ペット以外の動物を飼う人

※所在は村内外問いません。

小笠原に動物を持ち込む場合、動物の種類と数などについて、申告が必要です。

小笠原のペットと、野生動物を守るためにね。

申告書を記入して提出してください。

ペットかそれ以外の動物か、確認します。

ペットの場合、登録が必要になる場合があります。将来的には、持ち込みが認められていないペットにつきましては、原則お断りさせていただきます。

申し訳ございません。

くわしくは6ページ。

一緒におが丸に乗って連れてくる予定です。

船に乗る日までに申告をお願いします。

どこでできますか?

小笠原村役場やインターネット*でできますよ。

養蜂用のハチを持ち込みたいんですが。

申告していただければ大丈夫です。

どのように申告すれば良いですか。

申告の方法は、おがさわら丸で持ち込む場合と同じです。

持ち込んだペットを適正に管理できていない場合には、速やかに島外へ搬出するよう指導させていただきます。

小笠原の生態系を守るためだね。

小笠原に持ち込まれる動物の状況について、村で正確に把握できれば、過度な制限をかけることなく、今後もペットを持ち込んでいただけます。

ウサギさん、いいですよ。

このルールは令和8年度にスタートしました。

※ 持ち込みの申告用 LoGi フォーム

登録しているペットでも、帰島の際は忘れずに申告をお願いします。

ペット以外の動物の例

- 農業、畜産業、水産業に関わる全ての動物
 - 養鶏用のニワトリや、
 - 養蜂用のハチなど。
- 学校教育、生態系保全などを目的に飼育される動物
 - オガサワラシジミや、
 - 世界遺産センターのカタマイマイなど。

4つのオガニマルール 4

持ち込める種類を確認しよう。

→ 第6条(愛玩動物の持ち込みの制限)



対象となる方は
こちらの方です。

ペットを飼う人(仕事・観光で滞在する人も含む)

村で長期間ペットを飼う方



※30日を超
える
場合。

村で短期間ペットを飼う方



※30日
以内の
場合。



みなさんに「登録」
いただくことで、
島内でどんな動物が
飼われているの
かを把握し、



「申告」いた
だくことで、小笠
原にどんな動物
が持ち込まれて
いるかを把握
します。



これらの情報をもとに、「連れて来ては
いけない種類(ブラックリスト)」では
なく、「小笠原に持ち込んで
も問題がない種類(ホワイ
トリスト)」を選定
します。



ホワイトリスト発表会

オメデトー!

映えある
ホワイトリスト
候補者は.....

ホワイト
リスト
発表会



犬

猫

検討中

いえうさぎ

検討中

モルモット

検討中

ハムスター

ホワイトリストに選ばれ
なかった種については、
持ち込みを原則お断りさ
せていただく予定です。

犬、猫以外は、専門家
への意見聴取や審議会での
審議を経て選定し、村議会
の議決を経て施行します。



このルールは
「登録」、「申告」の施行を経て、
段階的にスタート予定です。

既に島内で飼っている
動物や、島内で捕獲した
動物は、登録を済ませる
ことで、全て飼い続ける
ことができます。



オガニマルールを支える仲間

オガニマルールは、みんなで守って初めて効果を発揮します。

● 行政



みなさんにルール
の目標や内容を説明
しつつ、関係機関等
で協力してルールを
推進します。

● 専門家



ルールがうまく機能
しているかの確認や、
ホワイトリストを
検討する際に助言を
もらいます。

● 獣医師



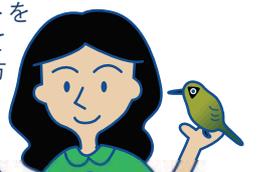
適正飼養指導、避妊
去勢手術、マイクロ
チップ装着など、
ルールを実行する際
の強い味方です。

● ペットを
飼う方



「飼い主の会」に入
り、飼い主さん同士
の連携・協力を強化
して、ルールを支え
ていきましょう。

● ペットを
飼って
いない方



動物に安易に餌付け
しないなど、ペット
を飼ってなくても
ルールの徹底に
ご協力ください。



山田さんの相談

Q
内地にいた時から犬を飼っていて、狂犬病予防注射は毎年受けさせています。小笠原ならではの犬のルールってあるんですか？

A
令和6年度、犬のマイクロチップ装着と飼える頭数（5頭まで）をオガニマールールに追加しました。ルールその他、しつけをきちんとすることが大切です。適正飼養ガイドラインが完成したらお知らせしますね。

佐藤さんの相談

Q
今、うちでは、猫とカメを飼っていて、きちんと登録しているよ。登録の他に、何かしておいたほうがよいことはあるの？

A
猫については、マイクロチップと避妊・去勢をお願いします。猫はお部屋、カメは水槽など、どちらも逃げ出さないようなところで、大切に飼育してくださいね。

川口さんの相談

Q
今度、モルモットと一緒に、小笠原へ移住予定です。オガニマールールは飼い主として覚えること、やるべきことがたくさんあって不安です。「飼い主の会」があると聞いたのですが、どうしたら入会できますか？

A
まずは持ち込みの申告手続きをお願いします。移住後のペットの飼い方などは、環境課や小笠原動物対処室（090-1692-7666）にお気軽にご相談ください。飼い主の会については ogasawarapet@gmail.com にご連絡を。

松村さんの相談

Q
オガニマールールってなんだか難しいわね。ルール違反をした場合、ペットを取り上げられたり、罰金を取られたりすると聞いて、心配だわ。

A
今までどおり、ペットを大切にしてもらえれば大丈夫です。また、ルール違反をしている方には、ルールを丁寧に説明します。「村外搬出」や「過料」等は、それでもご協力いただけない場合の、最終手段です。



問合せ先

小笠原村環境課 TEL: 04998-2-2270

〒100-2101 小笠原村父島字西町

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/kankyo/>

申請書等のPDFや
詳しくはこちらから



発行：
令和8年4月

絵・デザイン：
羽馬有紗

